

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	【規則】 ○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則 ○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）	担当課（室）	
	人事課 税務課 情報政策課 医療推進課 障害福祉課		
			目次
			担当課（室）

岡山県規則第七十五号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年岡山県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

様式第二号の注意事項2中「こと。」の次は「また、この請求書に係る傷病補償年金の支給を受ける旨の決定後に当該傷病補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨を書面で報告すること。」と改め、同規則第二号の（四）中「（以下「障害厚生年金」とし、又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「年金一元化法」という。）附則第41条第1項若しくは第65条第1項に規定する障害共済年金（以下「障害厚生年金等」とし、同規則第二号の（五）中「障害厚生年金」とし、「障害厚生年金等」とし、同規則第二号の（六）中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」と「年金一元化法」とし、「障害厚生年金」とし、「障害厚生年金等」とし、同規則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県規則第七十六号

岡山県産業廃棄物処理税法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県産業廃棄物処理税法施行規則の一部を改正する規則

岡山県産業廃棄物処理税法施行規則（平成十五年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表三の項中「産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録事項変更届出書」を「産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録事項変更届出書」に改め、「第八条第三項」の下に「及び第

十三条第二項」を加え、同表十三の項を次のように改める。

十三	削除		
----	----	--	--

第十四条の表七の項中「若しくは事業所」を削る。
様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第 2 号（第 6 条関係）

産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録申請書			
受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人（法人）番号		
	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	担当者名及び連絡先電話番号		
岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第 8 条第 1 項の規定により，産業廃棄物処理税の特別徴収義務者の登録を申請します。			
最終処分場	所在地		
	名称		
	産業廃棄物処理施設	許可年月日	年 月 日
		許可番号	
最終処分の開始予定年月日		年 月 日	
処分業の許可番号			
重量計測の可否		可（計量計の最小目盛）・不可	
中間処理施設の有無		有 ・ 無	
備考			

添付書類 産業廃棄物処分業許可証の写し（許可証の交付をまだ受けていない場合は，許可申請書の写しを添付し，許可証の交付後速やかに提出してください。）

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第 3 号（第 6 条関係）

産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録 最終処分場設置届出事項変更届出書		
受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人（法人）番号	
	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
	担当者名及び連絡 先電話番号	
産業廃棄物処理税の特別徴収義務者の登録事項（最終処分場設置届に係る届出事項）に変更が生じたので、岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第 8 条第 3 項（第13条第 2 項）の規定により、届け出ます。		
最終処分場	所在地	
	名称	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	
備考		

平成 27 年 12 月 25 日 岡山県公報 号外

様式第五号から様式第七号までを次のように改める。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第 5 号（第 6 条関係）

産業廃棄物処理税特別徴収義務消滅届出書		
受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人（法人）番号	
	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
	担当者名及び連絡先電話番号	
次の最終処分場についての特別徴収義務が消滅したので，岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第 8 条第 7 項の規定により，届け出るとともに，特別徴収義務者証を返納します。		
最終処分場	所在地	
	名称	
登録番号		
特別徴収義務が消滅することとなった理由及びその発生年月日		
備考		

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第 6 号（第 6 条関係）

産業廃棄物処理税納入（納付）申告書			
受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人（法人）番号		
	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	担当者名及び連絡先電話番号		
岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第 9 条（第12条第 1 項）の規定により，納入申告書（納付申告書）を提出します。			
申告対象	年 月の搬入分		
区分	課税標準たる重量	税率	申告納入（納付）税額
納入申告	. トン	1,000円 / トン	円
納付申告	. トン	1,000円 / トン	円
備考			

（注）課税標準たる重量は，小数点以下第 2 位まで記入してください。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第 7 号（第 6 条関係）

産業廃棄物処理税徴収猶予申請書				
受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人（法人）番号			
	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者氏名）			
	担当者名及び連絡先電話番号			
岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第10条第1項の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。				
申請内容	申告対象	納期限	課税標準たる重量	税額
申告額等	年 月 分	年 月 日	. トン	円
申告額のうち徴収猶予申請額				円
申請理由				
徴収猶予申請期間等	年 月 日から 年 月 日まで			
	回数	納入年月日	納入金額	摘要
	1	年 月 日	円	
	2	年 月 日	円	
担保の種類及び価格				
備考				

添付書類 申請理由が生じたことを証する書面（帳簿等）

平成 27 年 12 月 25 日 岡山県公報 号外

様式第九号を次のように改める。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第 9 号（第 6 条関係）

産業廃棄物処理税納入義務免除申請書				
受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人（法人）番号			
	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者氏名）			
	担当者名及び連絡先電話番号			
岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第11条第1項の規定により，次のとおり納入義務の免除を申請します。				
申請内容	申告対象	納期限	課税標準たる重量	税額
申告額等	年 月分	年 月 日	. トン	円
申告額のうち既に納入済の税額				円
申告額のうち納入義務免除申請額				円
納入義務免除による還付税額				円
申請理由				
備考				

添付書類 申請理由が生じたことを証する書面等

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第十一号から様式第十三号までを次のように改める。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第11号（第 6 条関係）

産業廃棄物処理税修正申告書				
受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿		個人（法人）番号		
		住所（所在地）		
		氏名（名称及び代表者氏名）		
		担当者名及び連絡先電話番号		
岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第12条第2項の規定により，修正申告書を提出します。				
申告対象		年 月の搬入分		
区分		課税標準たる重量	税率	申告納付税額
修正申告	修正申告	. トン	1,000円 / トン	円
	当初申告	. トン	1,000円 / トン	円
	修正申告により納付すべき税額			円
備考				

（注）課税標準たる重量は，小数点以下第2位まで記入してください。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

様式第12号（第 6 条関係）

最終処分場設置届出書			
受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人（法人）番号		
	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	担当者名及び連絡先電話番号		
設置した 最終処分場を譲り受けたので、岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第13条第1項（第13条第3項において準用する同条第1項）の規定により、届け出ます。			
最終処分場	所在地		
	名称		
	産業廃棄物処理施設	許可年月日	年 月 日
		許可番号	
最終処分の開始年月日		年 月 日	
処分業の許可番号			
譲受け又は借受けの許可	許可年月日	年 月 日	
	許可番号		
重量計測の可否		可（計量計の最小目盛）・不可	
中間処理施設の有無		有 ・ 無	
備考			

添付書類 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し（許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。）

「特別徴収義務者」
住所（所在地）」

「特別徴収義務者
個人（法人）番号」

住所（所在地）」

様式第十五号中「様式第15号」と「様式第15号（第6条関係）」と、

様式第十六号から様式第二十一号までの規定中

様式第十六号から様式第二十一号までの規定中

岡山県 県民局長 殿

年 月 日

(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	
(フリガナ) 名称 (屋号)	
(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	
(フリガナ)	

を

	(法人の場合) 代 表 者 住 所	
	(電話番号	— —)

年 月 日 岡山県 県民局長 殿	住所（主たる事務所の所在地）	(〒 —) (電話番号 — —)
	(フリガナ)	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
	個人（法人）番号	

に改める。

様式第 111 号中「若しくは事業所」を「並べ」

	(フリガナ)	
	名称（屋号）	
	(フリガナ)	

年 月 日		氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名		
岡山県 県民局長 殿		(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所		
住 所 等	移 転 後	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号 — —)	
	移 転 前	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号 — —)	

を

(〒 —)

年 月 日 岡山県 県民局長 殿	住所（主たる事務所の所在地）		(電話番号 — —)
	所在地）		
	（フリガナ）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	個人（法人）番号		
住所（主たる事務所の所在地）	移転前	(〒 —)	(電話番号 — —)
	移転後	(〒 —)	
	(電話番号 — —)		

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成27年12月25日 岡山県公報 号外

岡山県規則第七十七号

岡山県事務処理規則及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県事務処理規則及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第一条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三情報政策課の部中2の項を削り、3の項を2の項とする。

(岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)
第二条 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十六年岡山県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項第三号イ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第四条第一項中「の各号」を削り、同条第三項中「掲げる事項の」を「定める事項の」に改め、同項第一号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の廃止)

第三条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則(平成十六年岡山県規則第三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

岡山県規則第七十八号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第九号中「及び岡山県がん対策推進協議会」を「、岡山県がん対策推進協議会及び岡山県がん登録審議会」に改める。

第二百二十六条の表中

岡山県がん対策推進協議会	岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の規定によるがん対策の総合的な推進に係る事項の調査審議に関する事務
医療推進課	

を

岡山県がん対策推進協議会	岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の規定によるがん対策の総合的な推進に係る事項の調査審議に関する事務
岡山県がん登録審議会	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務
医療推進課	

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 岡山県公報 号外

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県規則第七十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の二十二の項の次に次の一項を加える。

二十二の二 特例条例別表第二の二十二の二の項に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号。以下この項において「法」という。）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号。以下この項において「省令」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「改正法」という。）に基づく事務のうち、別に規則で定めるも	イ 法第十九条（法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による認定の請求の受理 ロ 法第三十五条第二項の規定による死亡の届出（特別児童扶養手当に係るものを除く。）の受理 ハ 省令第五条（省令第十三条第一項及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による障害児福祉手当所得状況届及び特別障害者手当所得状況届の受理 ニ 省令第七条及び第八条（省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理 ホ 省令第九条（省令第十三条第一項において準用する場合及び省令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の届出の受理 ヘ 改正法附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における福
--	--

附 則
この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

の
祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第四十九号）による改正前の福祉手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）に基づく現況の届出、氏名又は住所の変更の届出及び受給資格喪失の届出の受理